別紙１　用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

No.	用語	定義
1	本事業	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業
2	事業者	施設の統括管理、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に関して本事業を実施する民間事業者(特別目的会社(ＳＰＣ))
3	構成企業	ＳＰＣに対して出資する企業
4	協力企業	ＳＰＣに対して出資せず、ＳＰＣからの業務の発注を受ける企業
5	建設業務	建設工事に加え、仮設庁舎建設工事、既存施設・仮設庁舎解体撤去工事、什器備品調達・設置業務、引越し業務、国庫補助金申請補助業務、会計検査等対応補助業務からなる業務
6	引越し業務	既存施設から仮設庁舎等(仮設庁舎及び周辺に立地している市有未利用資産等)への引越し業務、仮設庁舎等から複合施設への引越し業務
7	既存施設	現存する津久井総合事務所、津久井保健センター、津久井中央公民館・津久井老人福祉センターの３棟の施設
8	災害等	地震、風水害、感染症等の流行その他の災害
9	さがみはら津久井産材	相模原市内で生産された木材で、さがみはら津久井産材利用拡大協議会から「さがみはら津久井産材流通確認証」が発行されたもの
１０	自主事業	事業者が、複合施設内や屋外広場等において、自動販売機の設置、飲食ができるカフェスペースやキッチンカー等による販売スペースの設置、イベント開催等、本市より必要な許可等を受けて行う収入を得ることが可能な事業のこと
１１	点検	建築物や設備の機能及び劣化の状態を日常的に調べること
１２	定期点検	必要な資格または特別な専門知識を有する者が定期的に行う点検
１３	保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持するために行う消耗品又は材料の取り換え、注油、汚れや埃の除去、部品の調整等の日常的な軽微な作業
１４	予防保全	建築物や設備の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行うこと
１５	修繕	建築物や設備の劣化した部分又は機能が低下した部分を原状又は実用上支障のない状態まで回復させること
１６	更新	建築物や設備の劣化した部分又は機能が低下した部分を新しいものに取り換えること
１７	大規模修繕	建築物の一側面、連続する一面全体又は全体に対して行う修繕を言い、設備に関しては、機器、配管の全面的な更新を行う修繕を言う
１８	日常清掃	快適かつ安全な環境を保つための日常的な清掃作業
１９	定期清掃	日常清掃では落とし切れない汚れを落とすための定期的な清掃作業、定期的なメンテナンスが必要な場所の清掃作業
２０	特殊清掃	日常清掃や定期清掃では落とし切れない汚れを落とすための大規模な清掃作業